

学習支援促進事業(アスポーツ事業等)公募プロポーザル審査基準

1 審査方法

審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）が提出した提案書及び見積書を基に、提案内容の優劣を審査することにより、業務委託候補者を選定する。

2 審査基準

- (1) 評価は審査委員審査による評価点を基に行う。
- (2) 審査委員審査による評価点は、審査委員1人当たり50点満点、合計200点満点とする。
- (3) 「学習支援促進事業(アスポーツ事業等)業務委託に係る企画提案募集要領」3(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した参加者は、失格とする。
- (4) 審査委員会は、原則として、2(2)の評価点の最も高い提案をする事業者を最優秀企画提案事業者とする。ただし、審査の結果、評価点が200点満点中120点に満たない場合には選定対象としない。また、評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、審査委員会で協議の上、最優秀企画提案事業者を選定する。
- (5) 埼玉県は、審査委員会の選定を基に、総合的に判断して当該事業の業務委託候補者を選定する。

審査委員審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 業務の実施方針・ 実施計画（20点）	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的の理解度・ 目標達成に向けた実施方針の明確性・ 実施手法の的確性・スケジュールの妥当性・ 提案内容の独自性
2 業務の実施体制・ 実施手法（30点）	<ul style="list-style-type: none">・ 実施体制・ 関係機関や支援団体等との連携方法とその内容・ アウトリーチ（訪問活動）に関する手法・ ボランティアの確保及び育成管理、大学との連携の手法・ 学習教室の運営に関する手法・ 事業の成果測定に関する連携先とその手法・ 小学生支援にかかる自治体等への助言の手法・ 体験活動及び食材調達のノウハウ